

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地 域	対 象 建 築 物	適 用 の 除 外	施 行
全 域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ※法7条の3参照 ※プレキャストの場合を含む 工区を分けた場合でも、全工区の検査が必要です	・なし	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(岐阜県)

特定行政庁	対 象 建 築 物	適 用 の 除 外	指定期間	
岐阜県 岐阜市 各務原市	新築 増築 改築	新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかに該当する建築物 法別表第1(1)の項から(4)の項までの(い)欄に掲げる用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積の合計が300m ² を超える、かつ、階を除く階数が3以上のもの ・ 共同住宅で階数が3以上のもの 工区を分けた場合でも、全工区の検査が必要です	・型式適合認定を受けた部分を有する建築物 ・型式製造者認証を受けた者による建築物 ・法7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物	岐阜県・岐阜市 H19.6.20～H31.6.19 各務原市 H25.6.20～H31.6.19
大垣市	新築 増築 改築	新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかに該当する建築物 法別表第1(1)の項から(4)の項までの(い)欄に掲げる用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積の合計が300m ² を超える、かつ、階を除く階数が3以上のもの ・ 共同住宅で階数が3以上のもの 工区を分けた場合でも、全工区の検査が必要です	・型式適合認定を受けた部分を有する建築物 ・型式製造者認証を受けた者による建築物 ・法7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物	R04.6.20～R07.6.19

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地 域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全 域	RC・SRC造など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(岐 阜 県)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
岐阜県 岐阜市 大垣市 各務原市	木造(住宅)	軸組又は耐力壁及び屋根工事 (大垣市のみ)	構造耐力上主要な木造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事
	木造(住宅以外)	木造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な木造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事(屋根ふき工事を除く)
	S造	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要なS造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事(屋根ふき工事を除く)
	RC造	2階の床およびこれを支持する梁に配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事
	SRC造	2階の床およびこれを支持する梁に配筋の工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打設する工事

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。